

寒川町消防賞慰金条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 11 号

### 寒川町消防賞慰金条例の一部を改正する等の条例

(寒川町消防賞慰金条例の一部改正)

第1条 寒川町消防賞慰金条例(昭和43年寒川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「消防職員及び」を削る。

(寒川町消防本部等設置条例及び寒川町消防長及び消防署長の資格を定める条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 寒川町消防本部等設置条例(昭和46年寒川町条例第3号)
- (2) 寒川町消防長及び消防署長の資格を定める条例(平成26年寒川町条例第11号)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。